

事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
香川県支部長

建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び、移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。

クレーン機能を備えた油圧ショベルの場合、油圧ショベルの部分に関しては**特定自主検査**を、また油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分（以下「建機付属クレーン部分」という。）に関しては**定期自主検査**を各々行わなければならないこととなります。

当支部では、当該機械の特定自主検査有資格者に対して特定自主検査と建機付属クレーン部分の定期自主検査が同時に行うことができるように、「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を実施することと致しましたので、ご案内申し上げます。

なお、これまでに関係団体における「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」を受講修了された方は受講する必要はありませんので申し添えておきます。

敬具

記

- 1.日 時 令和 5 年 9 月 9 日（土）
午前 8 時 45 分～午後 0 時 25 分
- 2.場 所 香川地域職業訓練センター
高松市郷東町 587-1 電話 087-882-5464
- 3.受講対象者 ①車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械）の特定自検査の資格を保有して、その検査に従事する者。
②既に関係団体での「移動式クレーンの定期自主検査者安全教育」、「建機工認定移動式クレーン定期自主検査者講習会」を修了しているが、建機付属クレーン部分について改めて本教育の受講を希望する者。
- 4.受講内容 ①移動式クレーン定期自主検査の意義
②移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識
③移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識
④移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識
⑤移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識
⑥関係法令及び災害事例

- 5.受講料 会 員一人 7,700 円（教材費及び消費税を含む）
一 般一人 8,250 円（教材費及び消費税を含む）

- 6.振込先 受講料につきましては、下記取引銀行へお振込みして下さい。

なお、お申込みの際には、**資格証明証の写し、及び他の安全教育を受講されている方は、安全教育修了証（本証）**も併せて提出して下さい。

取引銀行 百十四銀行田町支店（普）0861254

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部

カナ：シャ）ケンセツニヤクシャリョウアンゼンギジュツキョウカイ

カガワケンシブ

※ 送金手数料は、お振込み者負担となります。

注）受講料が振込まれた後、受講日 1 週間前に受講票を事務所宛へ送付します。（受講票は忘れずに、受講当日持参して下さい。）

- 7.申込開始日・締切日 開始日令和 5 年 7 月 1 日（土）・締切日令和 5 年 8 月 30 日（水）

- 8.申 込 先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部
〒760-0062 香川県高松市塩上町 10-5（池商はせ川ビル 1 階 113 号室）
電 話 087-837-3668 F A X 087-837-3671

- 9.受講取消しについて

受講者が受講申込をした後、受講の取消しをした場合の費用については、下記の通り定める。

受講取消しの申請があった日	取消し費用
研修・教育開始の5営業日以前	なし(納付済みの場合は全額返金)
研修・教育開始の4営業日から2営業日の間	教材費を除く受講料(納付済みの場合は教材費を返金)
研修・教育開始の1営業日以降	受講料全額(納付済みの場合であっても返金しない)

※ 受講料の返金の為の振込み手数料は各自ご負担願います。

- 10.その他 安全教育を受講された方は、教育終了後、当該教育に関する「修了証」をお渡し致しますので印鑑をご持参下さい。

定期自主検査者 安全教育受講申込書

該当事項を記入、又は○で囲んで下さい。 *印欄は支部が記入します。

受講コース

- Ⓐ クレーン機能付車両系建設機械
B ショベルローダー等

* 受付番号	
* 受付日	年 月 日
* 登録番号	
* 顧客コード	

ふりがな							
受講者氏名							
生年月日	年	月	日				
現住所	〒						
電話番号	TEL	—	—				
勤務先	会員番号						
	ふりがな						
	事業所名						
	所在地	〒					
	電話番号	TEL	— —				
「保有する資格」について該当する項目の記号を○で囲んで下さい。 【保有する資格】 <table><tr><td>A クレーン機能付 車両系建設機械</td><td>イ. 事業内検査者(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ロ. 検査業者検査員(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ハ. その他</td></tr><tr><td>B ショベルローダー等</td><td>イ. 事業内検査者 ロ. 検査業者検査員 ハ. ショベルローダー等運転技能講習修了者 ニ. 自動車整備士の資格者 ホ. その他</td></tr></table> 注) 保有する資格を証明する修了証又は証書の写しを必ず添付して下さい。				A クレーン機能付 車両系建設機械	イ. 事業内検査者(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ロ. 検査業者検査員(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ハ. その他	B ショベルローダー等	イ. 事業内検査者 ロ. 検査業者検査員 ハ. ショベルローダー等運転技能講習修了者 ニ. 自動車整備士の資格者 ホ. その他
A クレーン機能付 車両系建設機械	イ. 事業内検査者(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ロ. 検査業者検査員(整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械) ハ. その他						
B ショベルローダー等	イ. 事業内検査者 ロ. 検査業者検査員 ハ. ショベルローダー等運転技能講習修了者 ニ. 自動車整備士の資格者 ホ. その他						

申 込 日 年 月 日

上記のとおり受講を申し込みます。

受講者又は研修担当者職氏名：

印

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

香川県支部御中

※ ご記入頂いた個人情報につきましては、公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会が責任を持って管理し、当協会が実施するその他研修、各種セミナー、講習会、調査等の目的以外に使用することはありません。